

2 安全の確保（基本法第15条関係）

(1) 加害者に関する情報提供の拡充

【施策番号70】

ア 法務省において、犯罪被害者等が加害者との接触回避などの措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、出所情報通知制度を実施している。警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放などに関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈放などに関する情報（自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地など）を通報している。

また、犯罪被害者等が希望する場合に、検察官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知を行っている（P17【相談先整理番号25】参照）。

本施策については、実施後12年経過したところであるが、各会議などにおいて制度について周知を図り、実務担当者からも犯罪被害者等に対して案内をしている。

犯罪被害者等に対する出所情報通知状況

	通知希望者数	通知者数
平成14年	264	125
平成15年	344	250
平成16年	622	440
平成17年	787	559
平成18年	1,135	779
平成19年	1,080	782
平成20年	855	663
平成21年	371	487
平成22年	391	490
平成23年	298	395
平成24年	300	361
平成25年	423	398
合計	6,870	5,729

提供：法務省

【施策番号71】

イ 警察において、子どもを対象とした暴力

的な性犯罪により刑事施設に服役している者の出所予定日、出所後の帰住予定先などの出所情報について、平成17年6月から、法務省から提供を受け、出所者の更生や社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯罪の予防や捜査への活用を図ってきたところであるが、その運用状況を検証して制度の見直しを行い、平成23年4月から訪問による所在確認や同意を前提とした面談を取り入れるなど再犯防止措置について強化したところである。

(2) 判決確定、保護処分決定後の加害者に関する情報提供拡充の検討及び施策の実施

【施策番号72】

検察庁において、事件の処理結果、公判期日、裁判結果などのほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子などを通知する、全国統一の被害者等通知制度を実施している（P32【相談先整理番号59, 61】参照）。なお、平成19年12月からは、同制度を拡充し、犯罪被害者等の希望に応じて、判決確定後の加害者に関する処遇状況などの情報について、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所が連携して通知を行っているほか、保護処分決定後の加害者に関する処遇状況などの情報について、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所が連携して通知を行っている。

「判決確定後の加害者に関する情報提供」の内容として、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項などについて通知している（P17【相談先整理番号25】、P35【相談先整理番号64】参照）。

また、「保護処分決定後の加害者に関する情報提供」の内容として、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、犯罪被害者等の希望に応じて、少年院におけ

る処遇状況に関する事項，仮退院審理に関する事項，保護観察中の処遇状況に関する事項などを通知している（P35【相談先整理番号64】参照）。

被害者等通知制度の平成25年の実施状況については，通知希望者数は，75,516人であり，実際に通知を行った延べ数は129,036人であった。また，判決確定後の加害者に関する情報のうち，刑の執行終了予定時期について延べ13,341件，刑事施設における処遇状況について延べ15,818件，受刑者の釈放について延べ2,511件，執行猶予の言渡しの取消しについて延べ138件の通知がそれぞれ行われた。

また，保護処分を受けた少年に関する情報のうち，少年院での処遇に関する事項について延べ337件，仮退院審理に関する事項について延べ165件，保護観察状況に関する事項について延べ752件の通知がそれぞれ行われた。

法務省では，上記のとおり加害者に関する情報提供拡充について取り組んできたところ，第2次基本計画により，加害者の受刑中の処遇状況に関する事項，仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項及びこれに準ずる事項，仮釈放審理に関する事項，保護観察の開始に関する事項，保護観察中の処遇状況に関する事項並びに保護観察の終了に関する事項について，また，保護観察処分及び少年院送致処分を受けた加害少年についても，少年院における処遇状況等に関する事項，仮退院審理に関する事項，保護観察の開始に関する事項，保護観察中の処遇状況に関する事項及び保護観察の終了に関する事項について，適切に情報提供を行うとともに，被害者等通知制度の更なる充実について，通知制度の運用状況や加害者の改善更生，個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行い，3年以内を目途に結論を出し，必要な施策を実施することとされた。

上記検討の結果，平成26年4月1日から，加害者の受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項として，懲罰の状況及び褒賞の

状況を，加害者の少年院在院中における処遇状況に関する事項として，賞，懲戒及び問題行動指導の状況を新たに通知することとした。

また，保護観察の開始に関する事項の一つとして，従来から保護観察の終了予定年月を通知してきたが，これを年月日まで通知するほか，保護観察の処遇状況に関する事項として，特別遵守事項に基づき実施する特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施状況を新たに通知するなどの充実を図った。

法務省における被害者等通知制度の実施状況

	通知希望者数	通知者数
平成14年	47,690	76,691
平成15年	44,442	76,087
平成16年	45,967	75,877
平成17年	46,953	74,813
平成18年	50,504	76,377
平成19年	51,676	77,487
平成20年	55,330	91,818
平成21年	61,007	107,464
平成22年	62,993	114,996
平成23年	63,542	118,933
平成24年	67,750	122,376
平成25年	75,516	129,036
合計	673,370	1,141,955

提供：法務省

(3) 犯罪被害者等に関する情報の保護

【施策番号73】

ア 法務省・検察庁において，平成19年に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により，裁判所の決定があった場合，起訴状の朗読などの訴訟手続を被害者の氏名などを明らかにしない方法により行うこと，検察官が，証拠開示の際に，弁護人に対し，被害者の氏名などがみだりに他人に知られないようにすることを求めることが可能となったことから，その円滑な運用に取り組んでいる（P18【相談先整理番号28】参照）。また，会議や研修などの機

会を通じて検察官などへの周知に努めている。

【施策番号74】

イ 警察庁において、犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう、都道府県警察の広報担当者を招致した会議などを通じて、都道府県警察を指導している。

○ 総務省における取組は、P17【相談先整理番号26】参照

(4) 一時保護場所の環境改善等

【施策番号75】

ア P49【施策番号23】参照

【施策番号76】

イ P49【施策番号24】参照

(5) 警察における再被害防止措置の推進

【施策番号77】

警察において、「再被害防止要綱」に基づき、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定し

- ・再被害防止のための関連情報の収集
- ・関連情報の教示・連絡体制の確立と要望の把握
- ・自主警戒指導・警察による警戒措置
- ・加害者への警告

などの再被害防止措置を実施している。実施に当たっては、加害者を収容している刑事施設、検察庁、地方更生保護委員会及び保護観察所（以下「刑事施設等」という。）と密接に連携し、刑事施設等から通報を受けた情報や警察独自に把握した情報について、提供の必要性を個別に判断した上で、犯罪被害者等に対して教示している。

警察庁において、都道府県警察から、再被害防止対象者の指定状況や刑事施設との連携状況などについて、定期的又は随時に報告を求め、都道府県警察における再被害防止措置の徹底を図っている。

(6) 警察における保護対策の推進

【施策番号78】

警察において、暴力団による犯罪の被害者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、組織の総合力を発揮した保護対策を実施している。

保護対策実施要綱に基づき指定した身辺警戒員（略称「PO」(Protection Officer)）に対する教養訓練を強化するとともに、防犯カメラ等必要な装備資機材の拡充、民間警備の活用にも努めている。

(7) 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号79】

法務省・検察庁において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聞くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するほか、保釈申請に対する結果について犯罪被害者等に連絡するなど、適切な対応に努めている。また、会議や研修などの様々な機会を通じて検察官などへの周知に努めている。

(8) 配偶者等からの暴力被害者の安全確保の強化についての検討及び施策の実施

【施策番号80】

第2次基本計画により、配偶者等からの暴力の被害者の安全確保策を強化することについて検討し、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

平成25年6月に配偶者暴力防止法が改正され、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても同法の適用対象となったことに伴い、同法に基づく基本方針について、所要の規定の整備を行うとともに、警察における被害者の意思決定を支援する手続や保護命令制度の適切な運用の実現のための施策等について規定するなどの改

正を行った。同法及び同基本方針は平成26年1月3日に施行された。

内閣府において、保護命令制度の実態とそれを取り巻く状況などの分析のため、関係省庁と協力して、配偶者暴力相談支援センターを対象にアンケート調査を実施し、男女共同参画会議の下の女性に対する暴力に関する専門調査会では、配偶者からの暴力の防止等に関する対策の実施状況のフォローアップを行った。

警察では、配偶者からの暴力事案等に一元的に対応するための体制を全国の警察本部に確立し、迅速かつ的確な対応の徹底を図っているほか、被害者に対し事案の危険性や警察の執り得る措置等を分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手続」や事案の危険性等を判定する「危険性判断チェック票」を導入するなど被害者の安全の確保を最優先とした対応を行っている。

法務省入国管理局において、配偶者からの暴力による被害者である外国人に対し、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものにする一方、配偶者からの暴力の被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、被害者本人の意思及び立場に十分考慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。また、配偶者からの暴力の被害を要因として不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反となっている場合も、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応している。

婦人相談所において、配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センターの機能を担い、配偶者からの暴力被害者・同伴する家族を自ら一時保護したり、婦人保護施設などへの一時保護委託を実施している（P12【相談先整理番号12】参照）。

加えて、配偶者からの暴力被害者などが入所する婦人保護施設については、夜間警備体制の強化を図るとともに、心理療法担当職員

や同伴児童のケアを行う指導員の配置を進めている。

(9) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

【施策番号81】

ア 警察において、配偶者等からの暴力事案に対し配偶者暴力相談支援センターなど関係機関・団体と連携した被害者支援を講ずるなど、犯罪被害者等の立場に立った適切な対応を図っている。

人身取引事犯の被害者については、その適切な保護がなされるよう関係機関・団体と連携を図るとともに、犯罪被害者等が人身取引の被害を訴えることを容易とするようリーフレット約28万部を作成し、関係省庁、在京関係国大使館、関係国在外公館、NGOなどの犯罪被害者等の目に触れやすい場所に広く配布するなどした。また、平成25年7月、人身取引に係る国の在京大使館・国際機関・NGOなどを集めてコンタクトポイント会議を開催し、人身取引被害者の発見・保護などに関する意見交換を行うなどした。さらに、人身取引事犯などの被害者となっている女性などの早期保護を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査などに役立てる「匿名通報ダイヤル」を、19年10月から運用している。なお、「平成25年中における人身取引事犯について」の広報資料をホームページに掲載している（http://www.npa.go.jp/safetylife/hoan/h25_zinshin.pdf）。

児童虐待の被害者については、街頭補導、少年相談など様々な活動の機会を通じ、その早期発見と児童相談所への確実な通告に努めている。また、各都道府県において国民に児童虐待事案の通告・通報を促すためのリーフレットを広く配布しているほか、平成22年2月から「匿名通報ダイヤル」の対象に児童虐待事案を追加し、運用

している。さらに、都道府県知事・児童相談所長による児童の安全確認や一時保護、立入調査を円滑化するための援助を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）などへ積極的に参加するなど、学校、児童相談所などの関係機関との情報交換や連携強化に努めている。

匿名通報ダイヤルホームページ



緊急の通報は、110番又は最寄りの警察署にご連絡ください！！

提供：警察庁

厚生労働省において、配偶者からの暴力（DV）の被害者、人身取引の被害者などの保護に関しては、婦人相談所と警察や児童相談所などの関係機関との連携が不可欠であることから、その充実を図っている。特に、配偶者からの暴力被害者の保護と支援について、関係機関相互の共通認識・総合調整が必要不可欠であることから、連携を強化するためのネットワークの整備にかかる費用を補助している。

具体的には、婦人相談所は、配偶者からの暴力被害者の相談、保護、自立支援において、警察や福祉事務所などの関係機関との連携を図るため、連絡会議や事例検討会

議を開催するとともに、事例集や関係機関の役割などの内容を掲載したパンフレットを作成し、関係機関に配布している。

児童相談所において、触法少年・ぐ犯少年の通告、棄児、迷子、虐待を受けた子どもなど要保護児童の通告などについて、警察と連携を図っている。

【施策番号82】

イ 警察庁・文部科学省において、警察と学校など関係機関の通報連絡体制の活用、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の活用、加害少年やその保護者に対する指導などの一層の充実を図り、再被害の防止に努めている。

警察において、非行や犯罪被害など個々の少年の抱える問題行動に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所などの担当者からなる少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。平成25年度においても、少年サポートチームの効果的な運用等連携を図るため、警察庁と文部科学省と合同で、都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者に対する協議会を実施した。

文部科学省において、各教育委員会に対し、学校と警察が連携し、児童生徒の問題行動に対応できるよう、会議の場や通知などで促している。

また、要保護児童などに関し、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」を踏まえ、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るための関係機関との適切な連携について教育委員会などへ周知している。